

健康保険証の本人確認書類としての取り扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「マイナンバー法等の一部改正法」施行に伴い、2024年12月2日（月）より個人番号カードが健康保険証として利用開始されることになり「健康保険証」の発行が廃止されました。併せて、個人番号カードを保有しない等の状況にある方におかれましては新たに「資格確認書」が提供されています。

本改正に伴いまして、当組合では次のように取り扱いさせていただきます。

- ・2025年12月1日をもちまして、健康保険証の本人確認書類としての取り扱いを終了いたします。（2025年12月2日よりお取扱いできません）
- ・「資格確認書」につきましては、本人確認書類として取り扱いいたします。
なお、本書およびその他の確認方法の二つをもちましてお取扱いいたします。

お客様にはお手数をお掛けいたしますが、なにとぞご理解くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。



copyright (c) 2000/02/01～ AKAGI SHIN-YO KUMIAI all right reserved.



This page designed by ALON corporation